

「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

改 正 後		現 行	
1 対象事業		1 対象事業	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
(2) (略)	(略)	(2) (略)	(略)
(3) (略)	(略)	(3) (略)	(略)
(4) (略)	(略)	(4) (略)	(略)
(5) (略)	(略)	(5) (略)	(略)
(6) (略)	(略)	(6) (略)	(略)
(7) (略)	(略)	(7) (略)	(略)
(8) (略)	(略)	(8) (略)	(略)
(9) (略)	(略)	(9) (略)	(略)
(10) (略)	(略)	(10) (略)	(略)
(11) (略)	(略)	(11) (略)	(略)
(12) (略)	(略)	(12) (略)	(略)
(13) (略)	(略)	(13) (略)	(略)
<p>(注) 1 施設とは、社会福祉施設等施設整備費補助金の対象施設をいう。  ただし、1の(4)の②、③の事業については、入所施設とする。<u>なお、③の事業については、無料低額宿泊所を含む。</u></p> <p>2 (略)</p>		<p>(注) 1 施設とは、社会福祉施設等施設整備費補助金の対象施設をいう。  ただし、1の(4)の②、③の事業については、入所施設とする。</p> <p>2 (略)</p>	

## 2 補助基準

- (1) 原則として1施設の総事業費が次により算出された金額以上（ただし、1の(7)の事業については、介護リフト等特殊付帯工事費補助金実施要綱に定める基準額の範囲内、1の(9)の事業については、生産設備近代化整備交付要綱に定める基準額の範囲内）のものであり、かつ、これにより算出された額が1,000万円に満たない場合は、1,000万以上のものとする（ただし、入所施設以外の施設については、500万以上のものとする。）。

施設延面積（当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長）が必要と認めた面積）×4,000円

ただし、

- ・1の(3)の事業については、原則として総事業費300万円以上、
  - ・1の(4)の③の事業については、入所施設にあっては、原則として総事業費が100万円以上、無料低額宿泊所にあっては30万円以上1,000万円以内のもの
  - ・1の(5)の②の事業については、入所施設にあっては、原則として総事業費が100万円以上、通所（利用）施設にあっては30万円以上のもの
  - ・1の(8)の事業については、原則として総事業費が500万円以上のもの
  - ・1の(10)の事業については30万円以上1,000万円以内（ただし、エレベーター等設置整備とその他の改修整備を行う場合の上限は1,200万円以内、エレベーター等設置整備のみを行う場合の上限は200万円以内）のもの
  - ・1の(11)の事業については、30万円以上600万円以内（ただし、短期入所事業以外の施設（以下「本体施設」という。）の改修と一体的に改修工事を行う場合は、本体施設の施設の一部とみなして本体施設に係る補助基準を適用）のもの
  - ・1の(12)の事業については、30万円以上500万円未満のものとする。
- (2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したのではないこと。  
(3) 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したのではないこと。

(2)～(3) (略)

## 3 基準価格

次のいずれか低い方の価格を基準とする。

(1)～(3) (略)

## 2 補助基準

- (1) 原則として1施設の総事業費が次により算出された金額以上（ただし、1の(7)の事業については、介護リフト等特殊付帯工事費補助金実施要綱に定める基準額の範囲内、1の(9)の事業については、生産設備近代化整備交付要綱に定める基準額の範囲内）のものであり、かつ、これにより算出された額が1,000万円に満たない場合は、1,000万以上のものとする（ただし、入所施設以外の施設については、500万以上のものとする。）。

施設延面積（当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長）が必要と認めた面積）×4,000円

ただし、

- ・1の(3)の事業については、原則として総事業費300万円以上、
  - ・1の(4)の③の事業については、原則として総事業費が100万円以上のもの
  - ・1の(5)の②の事業については、入所施設にあっては、原則として総事業費が100万円以上、通所（利用）施設にあっては30万円以上のもの
  - ・1の(8)の事業については、原則として総事業費が500万円以上のもの
  - ・1の(10)の事業については30万円以上1,000万円以内（ただし、エレベーター等設置整備とその他の改修整備を行う場合の上限は1,200万円以内、エレベーター等設置整備のみを行う場合の上限は200万円以内）のもの
  - ・1の(11)の事業については、30万円以上600万円以内（ただし、短期入所事業以外の施設（以下「本体施設」という。）の改修と一体的に改修工事を行う場合は、本体施設の施設の一部とみなして本体施設に係る補助基準を適用）のもの
  - ・1の(12)の事業については、30万円以上500万円未満のものとする。
- (2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したのではないこと。  
(3) 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したのではないこと。

(2)～(3) (略)

## 3 基準価格

次のいずれか低い方の価格を基準とする。

(1)～(3) (略)